

## 【別紙】ワンストップ特例申請書の添付書類について

ワンストップ特例申請には、マイナンバーの提示が必要です。

平成28年1月から個人番号（マイナンバー）が、税金や社会保障等の手続きで必要になりました。それに伴い、ワンストップ特例申請書への個人番号の記載と、「番号確認」及び「身元確認」をする書類の提出が必要となります。書類が確認できない場合はワンストップ特例申請を受付することができませんのでご注意ください。

提出書類は、次の1～3のいずれかとなります。

1	「個人番号カード※1」の写し1枚（個人番号カードの両面の写し）
2	※【番号確認用】と【身元確認用】で、写しを各1点、計2点提出してください。 【番号確認用として】 次のうちいずれかの写しを1点 ● 通知カード※2 ● 住民票（個人番号付き） 【身元確認用として】 次のうちいずれかの写しを1点 ● 運転免許証 （住所変更をした場合は裏面も必要） ● 旅券（パスポート） ● 写真付き身分証明書※3
3	※【番号確認用】で1点、【身元確認用】で2点の写し、計3点を提出してください。 【番号確認用として】 次のうちいずれかの写しを1点 ● 通知カード※2 ● 住民票（個人番号付き） 【身元確認用として】 次のうちいずれかの写しを2点 ● 住民票 ● 地方税、国税、公共料金の領収書 ● 納税証明書 ● 印鑑登録証明書 ● 健康保険の被保険者証 ● 母子健康手帳 ● 国民年金手帳 ● 写真なし身分証明書※4

※1 個人番号カードはマイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。

※2 通知カードは、紙製のカードで、住民にマイナンバー（個人番号）をお知らせするものです。  
（通知カードの記載事項のうち、氏名、住所、出生の年月日に変更があった場合は、確認書類として使用できませんので、ご注意ください。）

※3 写真付き身分証明書は、氏名及び出生の年月日又は住所が記載され、かつ、本人の写真の表示が施されたものを指します。

※4 写真なし身分証明書は、本人の写真の表示のない身分証明書で、氏名及び出生の年月日又は住所が記載されたものを指します。

個人番号は重要な個人情報です。郵送で提出する場合、追跡可能な簡易書留などのご利用をお勧めします。同封の返信用封筒は、普通郵便となりますので、簡易書留などを利用される場合は、必要な郵送料の切手を貼ってください。